

特別地域（特別保護地区）内行為着手済届出書

自然公園法第 20 条（第 21 条）第 6 項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区、湖沼、湿原、物）が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、)
(住所及び代表者の氏名)

滋賀県知事

(備考)

記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、自然公園法第 20 条（第 21 条）に準ずること。

ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。